

仕 様 書

1. 業 務 名

生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進に係るリスト作成業務

2. 目 的

令和8年3月6日付社援保発0306第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」の全部改正に基づき、本市福祉事務所においても重複投薬及び多剤投与者について医薬品の適正使用に向けた取組みを行うことになった。

本業務は、本事業の円滑な実施と本市の生活保護受給者の医薬品の適正使用に向け、レセプトデータを活用して重複投与及び多剤投与者を確認し、文書を活用して、医師等の医療関係者による医学的・薬学的な対応につなげることを目的とする。

3. 実 施 場 所

受託者社屋内

4. 委 託 期 間

契約締結日から令和9年（2027年）1月31日まで

5. 業 務 内 容

（1）対象者のリストの提出

次のアからイに該当する者を抽出し、リストを作成する。（作成方法については、別添を参照のこと。）

（ア）重複投薬者

（イ）多剤投与者

（2）提出する各種リストの様式及び記載内容等については、委託者、受託者協議の上、決定する。

（3）成果物については、電子媒体（USBメモリ）に保存して提出すること。

なお、電子媒体（USBメモリ）については最新のセキュリティ対策機能が搭載されたものを受託者が用意すること。

6. 運 搬 等

受託者は、委託者が貸与する電子媒体の受け渡しについては、次の搬送方法により相手方に搬送することとする。なお、搬送に関する経費については受託者の負担とする。

①日本通運株式会社による輸送システム「プライバシーガード」及びこれと同様の輸送システムによること。

②①の搬送方法が利用できない状況が生じた場合は、受託者の社員1名を含む複数人の搬送担当者が搭乗する受託者の搬送専用車による搬送を行うこと。また、その際は事前に委託者の許可を得ることとし、電子媒体の受け取り後は目的地まで直行すること。

- ③受託者は搬送上の事故が発生した場合は、緊急対応を行うとともに、委託者に対して直ちにその内容を報告し、その後、遅滞なく書面をもってその状況を委託者に通知し、事故の対応について協議すること。

7. 電子レセプトデータ等の取り扱いについて

- (1) 業務に使用するシステム及び端末機等は受託者で用意するものとする。
- (2) 実施場所は外部の者が立ち入ることができないよう、確実に施錠を行うとともに、従事する者以外がシステム及び端末機を操作できないよう必要な措置を講じることとする。また、この電子媒体は外部へのネットワークから完全に遮断された環境でのみ使用すること。
- (3) 電子レセプトデータの保管に当たっては、従事者のみが扱うことができるようにするなど、細心の注意を払うこと。
- (4) 電子レセプトデータについては、ネットワークを使った社外への転送、本支店間（営業所等を含む）への郵送やデータ移動等を行わないこと。
- (5) 電子レセプトデータはシステムに移動する以外は複写及び複製をしてはならない。また、本業務が終了した際は、確実にデータを消去すること。

8. 成果物等

受託者は、成果物を令和8年（2026年）12月23日までに提出すること。
提出と併せて、委託者が貸与した電子媒体も返却すること。

9. その他

- (1) 業務の処理を第三者に委任し、また、再委任しないこと。
- (2) 業務の実施に当たり、契約締結後速やかに作業責任者及び従事職員を定め、委託者に報告すること。また、委託期間中に作業責任者及び従事職員に追加、変更等が生じた際にも、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務のうち、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとすること。
- (5) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとすること。
- (6) 業務実施状況等が不良と認められる場合は口頭及び文書で警告し、改善が認められない場合は契約を解除する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、決定する。

別添

次のアからイの各対象者の抽出基準のうち、優先順位付けに係る基準を満たすリストを作成する。

(ア) 重複投薬者

【対象月】

令和8年4月～9月診療月分を11月～12月に抽出

【対象者の抽出基準】

同一月内に同一成分の医薬品を2つ以上の医療機関から処方されている者

【優先順位付けに係る基準】

- ・65歳以上
- ・併用禁忌・併用注意・慎重投与に当たる薬剤を処方されている者など薬学的リスクが高い者
- ・服薬管理指導料において「お薬手帳持参なし」に係る区分を算定している者
- ・かかりつけ薬剤師に係る評価を算定している者を除外

(イ) 多剤投与者

【対象月】

令和8年4月～9月診療月分を11月～12月に抽出

【対象者の抽出基準】

同一月内に9種類以上の医薬品の投与を受けており、かつ、2つ以上の医療機関を受診しているもの。

【優先順位付けに係る基準】

- ・65歳以上
- ・併用禁忌・併用注意・慎重投与に当たる薬剤を処方されている者など薬学的リスクが高い者
- ・服薬管理指導料において「お薬手帳持参なし」に係る区分を算定している者
- ・かかりつけ薬剤師に係る評価を算定している者を除外